

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令

(昭和四十九年六月七日政令第二百二号)

最終改正 平成三十年二月二十一日
政 令 第 三 十 五 号

(第一種特定化学物質)

第一条 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(以下「法」という。)
第二条第二項の第一種特定化学物質は、次に掲げる化学物質とする。

- 一 ポリ塩化ビフェニル
- 二 ポリ塩化ナフタレン(塩素数が二以上のものに限る。)
- 三 ヘキサクロロベンゼン
- 四 一・二・三・四・十・十一ヘキサクロロ一・四・四a・五・八・八aヘキサヒドロエキソ一・四・エンド一五・八ジメタノナフタレン(別名アルドリン。第七条の表三の項において「アルドリン」という。)
- 五 一・二・三・四・十・十一ヘキサクロロ六・七・エポキシ一・四・四a・五・六・七・八・八aオクタヒドロエキソ一・四・エンド一五・八ジメタノナフタレン(別名ディルドリン。第七条の表四の項において「ディルドリン」という。)
- 六 一・二・三・四・十・十一ヘキサクロロ六・七・エポキシ一・四・四a・五・六・七・八・八aオクタヒドロエンド一・四・エンド一五・八ジメタノナフタレン(別名エンドリン)
- 七 一・一・一トリクロロ一・二・二ビス(四一クロロフェニル)エタン(別名DDT。第七条の表三の項において「DDT」という。)
- 八 一・二・四・五・六・七・八・八aオクタクロロ一・二・三・三a・四・七・七aヘキサヒドロ一四・七メタノ一H一イン

デン、一・四・五・六・七・八・八aヘプタクロロ一三a・四・七・七aテトラヒドロ一四・七メタノ一H一インデン及びこれらの類縁化合物の混合物(別名クロルデン又はヘプタクロル。第七条の表五の項において「クロルデン類」という。)

- 九 ビス(トリブチルスズ)二オキシド
- 十 N・N'ジトリルパラフェニレンジアミン、NトリルN'キシリルパラフェニレンジアミン又はN・N'ジキシリルパラフェニレンジアミン
- 十一 二・四・六トリターシャリーブチルフェノール
- 十二 ポリクロロ一・二・二ジメチル一三メチリデンビスクロロ一・二・二・一ヘプタン(別名トキサフェン)
- 十三 ドデカクロロペンタシクロ「五・三・〇・〇・〇・〇」デカン(別名マイレックス。第七条の表九の項において「マイレックス」という。)
- 十四 二・二・二トリクロロ一・一・一ビス(四一クロロフェニル)エタノール(別名ケルセン又はジコホル)
- 十五 ヘキサクロロブター一・三・三・三・三・三
- 十六 二・二(H一・一・二・三・三・三)トリアゾール一・二・一(イル)一四・六・ジターシャリーブチルフェノール
- 十七 ペルフルオロ(オクタタナー一スルホン酸)(別名PFOS。以下「PFOS」という。)
又はその塩
- 十八 ペルフルオロ(オクタタナー一スルホニル)二フルオリド(別名PFOSF)
- 十九 ペンタクロロベンゼン
- 二十 r一・c一・二・t一・三・c一・四・t一・五・t一・六ヘキサクロロシクロヘキサン(別名アルファヘキサクロロシクロヘキサン)
- 二十一 r一・t一・二・c一・三・t一・四・c一・五・t一・六ヘキサクロロシクロヘキサン(別名ベータヘキサクロロシクロヘキサン)

- 二十二 r—r—c—二・t—三・c—四・c—五・t—六—ヘキサクロシクロヘキサン（別名ガンマーヘキサクロシクロヘキサン）
- 二十三 デカクロロペンタシクロ「五・三・〇・〇・〇・〇」^{二・六 三・九 四・八}デカン—五—オン（別名クローレドコン）
- 二十四 ヘキサブプロモビフェニル
- 二十五 テトラブプロモ（フェノキシベンゼン）（別名テトラブプロモジフェニルエーテル。第七条の表十二の項において「テトラブプロモジフェニルエーテル」という。）
- 二十六 ペンタブプロモ（フェノキシベンゼン）（別名ペンタブプロモジフェニルエーテル。第七条の表十三の項において「ペンタブプロモジフェニルエーテル」という。）
- 二十七 ヘキサブプロモ（フェノキシベンゼン）（別名ヘキサブプロモジフェニルエーテル）
- 二十八 ヘプタブプロモ（フェノキシベンゼン）（別名ヘプタブプロモジフェニルエーテル）
- 二十九 六・七・八・九・十・十一ヘキサクロロー一・五・五a・六・九・九a—ヘキサヒドロ—六・九—メタノ—二・四・三—ベンゾジオキサチエピン || 三—オキシド（別名エンドスルフアン又はベンゾエピン）
- 三十 ヘキサブプロモシクロドデカン
- 三十一 ペンタククロロフェノール又はその塩若しくはエステル
- 三十二 ポリ塩化直鎖パラフィン（炭素数が十から十三までのものであつて、塩素の含有量が全重量の四十八パーセントを超えるものに限る。）
- 三十三 一・一—オキシビス（二・三・四・五・六—ペンタブプロモベンゼン）（別名デカブプロモジフェニルエーテル。第七条の表十七の項において「デカブプロモジフェニルエーテル」という。）

（第二種特定化学物質）

第二条 法第二条第三項の第二種特定化学物質は、次に掲げる化学物

- 質とする。
- 一 トリクロロエチレン
- 二 テトラクロロエチレン
- 三 四塩化炭素
- 四 トリフェニルスズ || N・N—ジメチルジチオカルバマート
- 五 トリフェニルスズ || フルオリド
- 六 トリフェニルスズ || アセタート
- 七 トリフェニルスズ || クロリド
- 八 トリフェニルスズ || ヒドロキシド
- 九 トリフェニルスズ 脂肪酸塩（脂肪酸の炭素数が九、十又は十一のものに限る。）
- 十 トリフェニルスズ || ククロアセタート
- 十一 トリブチルスズ || メタクリラート
- 十二 ビス（トリブチルスズ） || フマラート
- 十三 トリブチルスズ || フルオリド
- 十四 ビス（トリブチルスズ） || 二・三—ジブプロモスクシナート
- 十五 トリブチルスズ || アセタート
- 十六 トリブチルスズ || ラウラート
- 十七 ビス（トリブチルスズ） || フタラート
- 十八 アルキル || アクリラート・メチル || メタクリラート・トリブチルスズ || メタクリラート共重合物（アルキル || アクリラートのアルキル基の炭素数が八のものに限る。）
- 十九 トリブチルスズ || スルフアマート
- 二十 ビス（トリブチルスズ） || マレアート
- 二十一 トリブチルスズ || クロリド
- 二十二 トリブチルスズ || シクロペンタンカルボキシラート及びこの類縁化合物の混合物（別名トリブチルスズ || ナフテナート）
- 二十三 トリブチルスズ || 一・二・三・四・四a・四b・五・六・十・十a—デカヒドロ—七—イソプロピル—一・四a—ジメチル—一—フェナントレンカルボキシラート及びこの類縁化合物の混

合物（別名トリブチルスズロジン塩）

（新規化学物質の製造又は輸入に係る届出を要しない場合）

第三条 法第三条第一項第四号の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 新規化学物質を他の化学物質の中間物として製造し、又は輸入する場合であつて、その新規化学物質が当該他の化学物質となるまでの間においてその新規化学物質による環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられているとき。

二 新規化学物質を施設又は設備の外へ排出されるおそれがない方法で使用するためのものとして製造し、又は輸入する場合であつて、その新規化学物質が廃棄されるまでの間においてその新規化学物質による環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられているとき。

三 新規化学物質を輸出するために製造し、又は輸入する場合（その輸出が新規の化学物質による環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられている地域として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める地域を仕向地とするものである場合に限る。）であつて、その新規化学物質が輸出されるまでの間においてその新規化学物質による環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられているとき。

2 法第三条第一項第五号の政令で定める数量は、一トンとする。

3 法第三条第二項の政令で定める数量は、一トンとする。

（審査の特例等の対象となる場合）

第四条 法第五条第四項第一号の政令で定める数量は、十トンとする。

2 法第五条第五項の政令で定める数量は、十トンとする。

（一般化学物質の製造又は輸入に係る届出を要しない場合）

第五条 法第八条第一項第二号（同条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める数量は、一トンとする。

（優先評価化学物質の製造又は輸入に係る届出を要しない場合）

第六条 法第九条第一項第二号の政令で定める数量は、一トンとする。

（第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品）

第七条 法第二十四条第一項の政令で定める製品は、次の表の上欄に掲げる第一種特定化学物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる製品（日本国内において生産される同種の製品により代替することが困難であり、かつ、その用途からみて輸入することが特に必要なものとして経済産業大臣が指定するものを除く。）とする。

第一種特定化学物質	製品
一 ポリ塩化ビフェニル	一 潤滑油、切削油及び作動油 二 接着剤（動植物系のものを除く。）、パテ及び閉そく用又はシーリング用の充填料 三 塗料（水系塗料を除く。）、印刷用インキ及び感圧複写紙 四 液体を熱媒体とする加熱用又は冷却用の機器 五 油入変圧器並びに紙コンデンサー、油入コンデンサー及び有機皮膜コンデンサー 六 エアコンディショナー、テレビジョン受信機及び電子レンジ
二 ポリ塩化ナフタレン（塩素数が二以上のものに限る。）	一 潤滑油及び切削油 二 木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤 三 塗料（防腐用、防虫用又はかび防止用のものに限る。）
三 アルドリン及びD D T	一 木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤 二 塗料（防腐用、防虫用又はかび防止用のものに限る。）

四 デイルド リン	一 木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤 二 塗料（防腐用、防虫用又はかび防止用のものに 限る。） 三 羊毛（脂付き羊毛を除く。）
五 クロルデ ン類	一 木材用の防腐剤及び防虫剤 二 木材用の接着剤 三 塗料（防腐用又は防虫用のものに限る。） 四 防腐木材及び防虫木材 五 防腐合板及び防虫合板
六 ビス（ト リブチルス ズ） オキ シド	一 防腐剤及びかび防止剤 二 塗料（貝類、藻類その他の水中の生物の付着 防止用のものに限る。）及び印刷用インキ 三 漁網
七 N・N ジトリル パラフェ ニレンジア ミン、N トリル キシリル パラフ エニレンジ アミン又は N・N キシリル パラフェ ニレンジア ミン	一 ゴム老化防止剤 二 スチレンブタジエンゴム
八 二・四・ 六 トリ ー	一 酸化防止剤その他の調製添加剤（潤滑油用又は 燃料油用のものに限る。）

ターシヤリ ー ブチルフ エノール	二 潤滑油
九 マイレッ クス	木材用の防虫剤
十 二 一 H 一 二 三 ベン ゾ トリ ア ゾ ール 二 一 イル 四 六 ジ ー タ ー シ ヤ リ ー ブ チ ル フ エ ノ ール	一 化粧板 二 接着剤（動植物系のものを除く。）、パテ及び び閉そく用又はシーリング用の充填料 三 塗料及び印刷用インキ 四 ヘルメット 五 ラジエーターグリルその他の自動車の部品（金 属製のものを除く。） 六 照明カバー 七 保護用眼鏡のレンズ及び眼鏡のフレーム 八 防臭剤 九 ワックス 十 サーフボード 十一 インキリボン 十二 印画紙 十三 ボタン 十四 管、浴槽その他のプラスチック製品（成形 したものに限る。）
十一 P F O S 又はその 塩	一 航空機用の作動油 二 糸を紡ぐために使用する油剤 三 金属の加工に使用するエッチング剤 四 圧電フィルタ又は半導体の製造に使用するエ ッチング剤 五 メッキ用の表面処理剤又はその調製添加剤 六 半導体の製造に使用する反射防止剤 七 半導体用のレジスト

ロエチレン	二 塗料（水系塗料を除く。） 三 金属加工油 四 洗浄剤
二 テトラクロロエチレン	一 加硫剤 二 接着剤（動植物系のものを除く。） 三 塗料（水系塗料を除く。） 四 洗浄剤 五 繊維製品用仕上加工剤
三 トリブチルスズ化合物	一 防腐剤及びかび防止剤 二 塗料（貝類、藻類その他の水中の生物の付着防止用のものに限る。）

（手数料）

第十条 法第四十九条の規定により次の表の上欄に掲げる者が納付しなければならない手数料の額は、同表の中欄に定める金額（電子申請（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。以下同じ。）による場合にあつては、同表の下欄に定める金額）とする。

納付しなければならない者	金 額	電子申請による場合における金額
一 法第十七条第一項の許可を受けようとする者	二十二万六百元	二十一万三千七百元
二 法第二十一条第一項の許可を受けようとする者	十二万七千七百元	十一万七千二百元
三 法第二十二条第一項の許可を受けようとする者	四万六千七百元	三万九千九百元

（審議会等で政令で定めるもの）

第十一条 法第五十六条第一項の審議会等で政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる大臣ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

厚生労働大臣	薬事・食品衛生審議会
経済産業大臣	化学物質審議会
環境大臣	中央環境審議会

附 則

（施行期日）

1 この政令は、昭和四十九年六月十日から施行する。ただし、第三条の規定は、同年八月一日から施行する。

2 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第三条第一項の規定による新規化学物質の製造又は輸入に係る届出を要しない場合を定める政令の廃止

3 法第二十八条第二項の政令で定める製品は、当分の間、次の表の上欄に掲げる第一種特定化学物質について、同表の下欄に掲げる製品とする。

第一種特定化学物質	製 品
P F O S 又はその塩	消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤

附 則（平成一五年九月一九日政令第四一九号）

（施行期日）

1 この政令は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十

六年四月一日）から施行する。

（確認に関する経過措置の対象となる者）

2 改正法附則第二条の政令で定める者は、薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第十二条第一項又は第十八条第一項の規定による許可に係る医薬品の中間物として新規化学物質を製造し、又は輸入する者とする。

附 則（平成十九年十月三十一日政令第三三二号）

この政令は、平成十九年十一月十日から施行する。ただし、第三条の改正規定は、平成二十年五月一日から施行する。

附 則（平成二十一年政令十月三十日政令第二百五十六号）

この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の表に次のように加える改正規定 平成二十二年五月一日

二 第三条の次に二条を加える改正規定（第三条の三に係る部分に限る。） 附則第三項の改正規定及び附則第四項を削る改正規定

平成二十二年十月一日

附 則（平成二十一年十月三十日政令第二百五十七号）

この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二十六年三月十九日政令第六十八号）

この政令は、平成二十六年五月一日から施行する。ただし、第七条の改正規定は、同年十月一日から施行する。

附 則（平成二十八年三月二日政令第五十二号）

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第七条の改正規定は、同年十月一日から施行する。

附 則（平成三十年二月二十一日政令第三十五号）

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七条の表の改正規定 平成三十年十月一日

二 第三条の改正規定及び第四条の改正規定 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十一年一月一日）